

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第 3 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 22 日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和 7 年 2 月 27 日 午前 10 時 5 分頃、幕別町緑町 6 番地先路上において、町職員が運転する公用車が業務のため訪問していた店舗の駐車場から出るために後退した際に、路上に駐車していた相手方車両の右後方ドアに公用車の左後方が接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額

2 4 3, 4 1 5 円

3 損害賠償の相手方

札幌市北区北30条西 6 丁目 4 番18号

一般財団法人 北海道交通安全協会

会長 大槻 博